

年に1度健診を受けましょう！
10月集団健診のお知らせ

毎年健（検）診を受けて自分のからだのチェックと、生活習慣の見直しに役立てましょう！

日時

10月1日（水）

～15日（水）の平日

午後1時15分～

（時間差受付）

※日時は問診票でご確認ください。

場所

保健センター

（役場庁舎1階東側）

受診方法

今年1月に各種健診申込書などにて申し込まれた方には、9月中旬に問診票などの必要書類を郵送します。申し込まれていない方で健診を希望される方は、お早めに保健福祉課健康推進係へご連絡ください。二次元コードでもお申し込みは可能ですが確認までにお時間が掛かる場合があります。お急ぎの場合にはお電話ください。

各健診の詳細については、下表をご覧ください。

	特定健康診査	基本健康診査		大腸がん検診
対象者	御代田町国民健康保険に加入している40歳～74歳までの方	75歳以上の全町民	20歳以上39歳以下の全町民	40歳以上の全町民
自己負担料金	1,000円 （令和8年3月31日時点で、40、50、60歳の節目年齢の方は無料）	無料	1,000円	500円
検査内容	身長・体重・腹囲・検尿・ 血圧・問診・血液検査・ 内科診察・心電図 （※医師が必要と判断した場合、眼底検査実施）	身長・体重・ 検尿・血圧・ 問診・血液検査・ 内科診察	身長・体重・ 腹囲・検尿・ 血圧・問診・ 血液検査・ 内科診察	便潜血検査 2日法

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係

(32)2554



血液透析、小児慢性特定疾病のため
受診されている方の交通費を補助します

町では、対象となる障がい者等の方の通院費を補助しています。

対象者

・じん臓機能障がいにより身体障害者手帳1級が交付されており、血液透析療法を受けるため町外の医療機関へ通院している方
・小児慢性特定疾病医療受給者証が交付されており、町外の指定医療機関へ通院している方

補助額

・公共交通機関利用者 運賃の1/2
・自家用車利用者 距離に応じて算出した費用の1/2
※1カ月につき1万円を限度とします。
※最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路を基に距離を算出します。

農業振興地域農用地
区域からの除外申請
を受け付けます

町では、優良農地の確保・保全のため、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画書を策定し、農業振興を図る地域を農業振興地域農用地区域として設定しています。

農業振興地域農用地区域内の土地をやむを得ず農地以外の目的に利用する場合は、農業振興地域からの除外申請が必要です。除外には要件があり、すべての申請が認められるとは限りませんので、事前にご相談ください。除外完了までには申請締切日から5カ月程度かかります。

申請受付期間

9月1日（月）～30日（火）

提出書類

産業経済課（2階12番窓口）で配布します。町ホームページからダウンロードすることも可能です。

問い合わせ先

産業経済課農政係

(32)3113

風致地区内で一定規模以上の建築、 造成工事等を行う場合は許可申請が必要です！

町では、風致を維持し、自然と調和した緑豊かな町作りを進めるため、町内で自然的景観の特に優れた地域の保全を目的として、昭和47年に4つの風致地区を指定し、地区内で行われる建築や造成工事、木竹の伐採等の行為を町条例により制限しています。

風致地区には地区外と比べ、住宅等を建築する際の建ぺい率や色彩等で厳しいルールが設定されており、一定規模以上の建築行為等を行う場合は、事前の許可申請および行為完了後の報告が必要です。なお、同じ風致地区でも第1種の方が第2種より規制が厳しくなります。

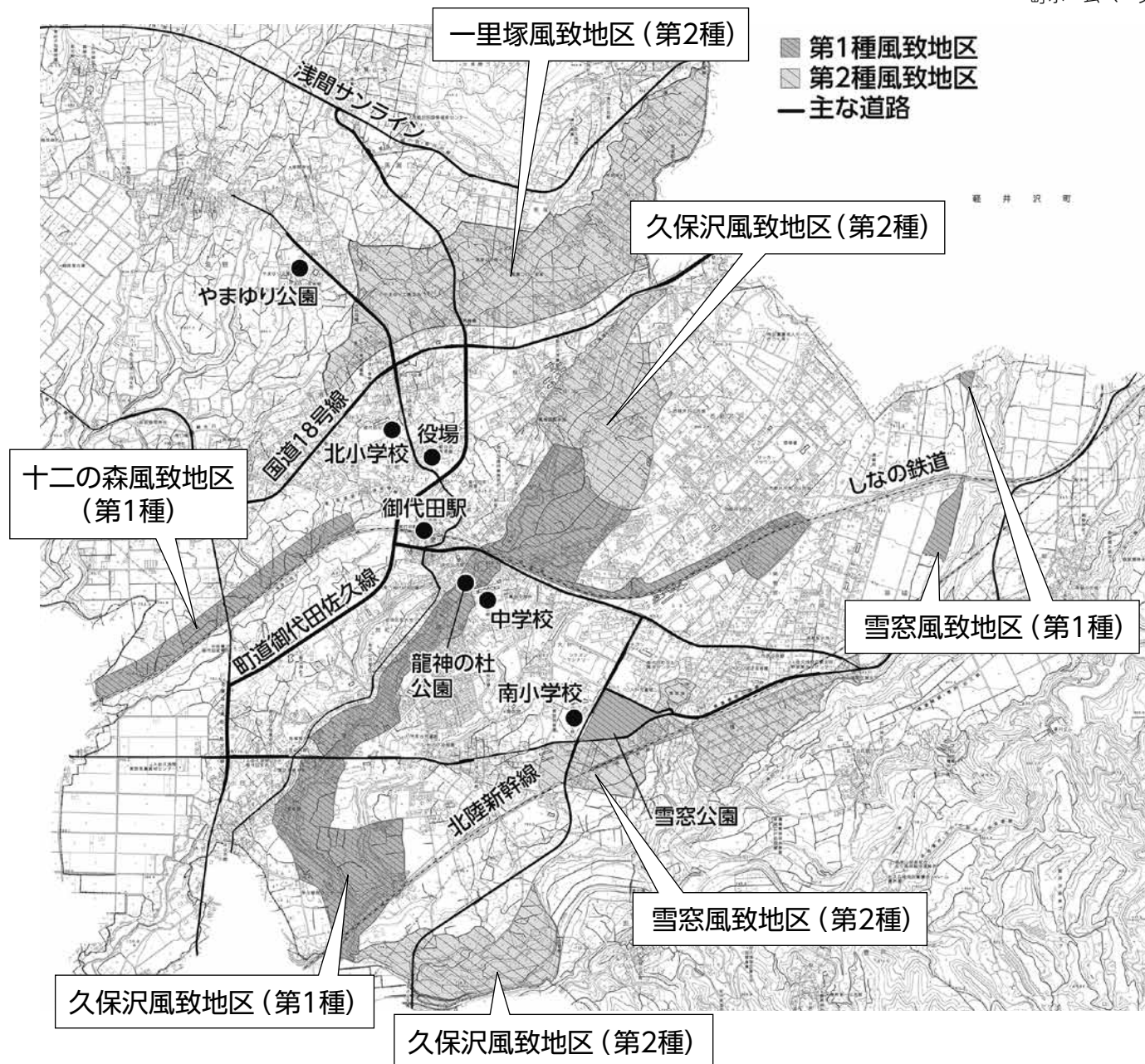
まずは、行為予定地が風致地区に該当するかを確認のうえ、許可申請の有無を確認してください。

風致地区に関する事前相談も随時受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

詳細は町ホームページに掲載していますので、併せてご確認ください。



町ホームページ



問い合わせ先 建設水道課都市計画係 (32) 3129